

# 三重県電子調達システム（物件等）利用登録申込書提出要領

三重県（警察本部、各警察署を含みます。）、病院事業庁（病院事業庁に属する各県立病院を含む）及び企業庁（企業庁に属する各所を含みます。）（以下、「発注所属」という。）が、三重県電子調達システム（物件等）（以下、「調達システム」といいます。）で実施する物品の売買、業務委託及び物品賃貸借等の競争入札及び公募型電子競争見積に参加しようとする場合は、本提出要領に基づき登録の申込みをしてください。

## 1 利用登録受付の概要

### (1) 利用登録

発注所属において、調達システムを利用した競争入札又は公募型電子競争見積を下記運用方法等において実施します。

発注所属が実施する競争入札及び公募型電子競争見積に参加しようとする者は、あらかじめ、調達システム利用登録の申込みを行い三重県の承認を受ける必要があります。なお、利用登録にあたっては、登録資格、所在地の確認等調査を行うことがあります。

利用登録を行った者は、三重県が発行した事業者登録番号、事業者登録用ユーザID・パスワードを使用して、調達システムの利用者登録メニューで「ID登録依頼者連絡先情報」を、また、ICカードによる認証方法を利用する場合は「ICカード利用部署情報」を利用者側で登録する必要があります。

### (2) 運用方法等

#### 【運用方法】

対象金額要件	調達方法
予定価格が10万円以上随意契約限度額以下の物件等の調達（一部調達は除く。）	<b>○公募型電子競争見積</b> ID・パスワードを利用します。 ※県内登録事業者を調達対象とする地域要件の設定がない入札等に県外登録事業者が参加する場合は、ICカードを利用します。 ※公募型電子競争見積とは調達システムによる見積合せをいいます。
予定価格が随意契約限度額超の物件等の調達	<b>○競争入札</b> ICカードを利用します。

※ 随意契約限度額 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき三重県会計規則第73条第1項で規定する額（印刷製本等の製造の請負250万円以下、物品の購入160万円以下、委託100万円以下、賃貸借80万円以下）

#### 【参加対象事業者】

本提出要領の定めるところにより利用申込書を提出し、三重県が資格を有することを承認した者。ただし、各登録区分（県外登録事業者、県内登録事業者）により参加可能な調達方法、認証方式が異なります。（「三重県電子調達システム（物件等）運用基準の（別表1）」参照）

◎ 調達システム利用に関する運用の基準については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」で定めます。

### (3) 登録の有効期限

登録の有効期限はありません。

ただし、入札制度等に変更があった場合は、この限りではありません。

## 2 入札等参加資格の要件

登録者が調達システムに参加するためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 県税又は地方消費税を滞納しているものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立をした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

## 3 申込書類の準備

### (1) 申込書類

調達システムの利用を希望する場合は、本提出要領等を参考に申込書の作成、添付書類の準備を行い、三重県出納局へ提出してください。

なお、三重県電子申請・届出システム（以下、「電子申請システム」といいます。）により申込を行う場合は、以下の申込書類によらず、電子申請システムに必要事項を入力し、必要書類を添付することにより、申込手続きを行うことができます。

本申込手続きがない場合は、調達システムの利用ができませんので注意してください。

○ 申込書類は、調達システムポータルサイトからダウンロードをしていただき入手してください。

[https://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/87969000001\\_00002.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/87969000001_00002.htm)

### (2) 申込書の作成

#### ① 第1号様式、第1号様式（その2）（利用登録申込書）

- 1 第1号様式には、申込者である本社の商号又は名称、代表者役職名、代表者氏名、住所、連絡先、常勤職員の人数、設立年月日を記入してください。
- 2 代表者または受任者情報には、本社登録の場合は代表者の、受任者（支店）登録の場合は受任者の氏名、生年月日及び性別を記入してください。  
※ 関係機関に対して、落札資格要件等の照会（暴力団等排除措置要綱に基づく照会など）を行います。その際、生年月日及び性別等の個人情報が必要です。ご理解のうえ、必ずご記入ください。
- 3 その他追加記載事項には、登録区分、認証方式、電子証明書（ICカード）発行認証局の名称、電子証明書（ICカード）取得者氏名、消費税等課税区分、資本金額又は出資総額、連絡先 FAX

番号を記入してください。

4 金融機関情報には、代金の振込みを希望する金融機関登録口座を記入してください。口座の登録は2件までできますので、必要な場合は登録口座2に記載してください。

5 (27)の「認証方式」は、県内登録事業者のみ記入してください。本提出要領1(2)【運用方法】を参照のうえ、各調達方法に応じた認証方式を選択する必要があります。

認証の方法として、公募型電子競争見積については**見積合せ用ユーザID・パスワード**(調達システムでは「少額物品用ID・パスワード」といいます。)、競争入札についてはICカードが必要です。

ただし、県外登録事業者にあつては、県内登録事業者を調達の対象とする地域要件の設定がない入札等に参加する場合は、全てICカードによる認証が必要です。

6 (28)「電子証明書(ICカード)発行認証局の名称」、(29)「電子証明書(ICカード)取得者氏名」は、県外登録事業者は必ず記入してください。

① 公募型電子競争見積で使用する**見積合せ用ユーザID・パスワード**については、県内登録事業者のみ使用できることとします。県内登録事業者は、事業者登録番号、**事業者登録用ユーザID・パスワード**を取得したあと、本システムに**見積合せ用ユーザID・パスワード**等を登録し、三重県の承認を受けることにより使用することができます。

② 競争入札で使用するICカードについては、認定認証業務を行う民間の電子認証局において発行を受けていただく必要があります。電子入札コアシステムのホームページにおいて対応の認証局をご確認ください。ICカード利用者は、**事業者登録用ユーザID・パスワード**を取得したあと、本システムに**ICカード**等を登録し、三重県の承認を受けることにより使用することができます。

#### (注意事項)

ICカードには本社(本店)の「組織名」「組織所在地」が登録されます。また、個人事業主の方で商業登記をしていない場合には「組織名」「組織所在地」が空欄になります。権限を支店(営業所)等に委任し利用登録する場合、または個人事業主の方で商業登記をしていない場合は利用登録の内容と電子証明書の内容が異なることとなります。そのため、ICカードの発行を受ける際に、「取得者氏名」が調達システムの利用登録者(代表者氏名)となるように手続きを行ってください。

(例：支店長名で調達システムの利用登録をした場合 ⇒ ICカードの「取得者氏名」は支店長名で発行) ※本社で登録されている場合も同様の考え方となります。

なお、ICカードに記載されている「取得者氏名」が調達システムの利用登録者(代表者氏名)と異なっているICカードは受付ができませんのでご注意ください。

## ② 第2号様式(誓約書)

本社登録、受任者(支店等)登録に関わらず、本社代表者が記名してください。

## ③ 第3号様式(受任者情報届出書)

入札等の権限を支店（営業所）等に委任する場合に提出してください。支店長（営業所長）等が記名してください。別途、委任状（第5号様式）の提出が必要です。

#### ④ 第4号様式（登録業種届出書）

登録は主要となる取扱業種5項目まで登録することができます。

各入力コードを記載し、代表者（受任者登録の場合は受任者（支店長等））名を記載してください。

別添「登録業種目一覧」を参照のうえ各入力コードを記入してください。主要となる取扱業種5項目まで登録することができます。

① 大中分類については、「大中分類入力コード」を記入してください。

② 小分類については、「小分類入力コード」を記入してください。

③ 小分類で「その他」を選んだ場合は「その他業種記載欄」に登録を希望する取扱業種目を記載してください。（任意で記載可能です。）

（注）登録業種は三重県が物件等を調達する際に事業者数等を確認するための参考とするものです。

#### 記載例

##### 例1：文具類の販売を届出する場合

大分類「物品の販売」 中分類「事務用品類」 小分類「文具類」に該当するため  
⇒ 大中分類コード「63」 小分類コード「2」となります。

##### 例2：委託業務で登録業種目一覧に項目がないものを届出する場合

大分類「役務の提供等」 中分類「その他4」 小分類「その他」に該当するため  
⇒ 大中分類コード「88」 小分類コード「5」となり、その他業種記載欄に登録を希望する業種目を記載してください。

#### ⑤ 第5号様式（委任状）

支店（営業所）等に権限委任をし、受任者（支店長等）にて登録を希望する場合は、第5号様式を作成してください。

支店（営業所）等に権限を委任する場合、次の「委任する場合の要件」全てが必要となります。

#### 【委任する場合の要件】

① 第5号様式に記載のある委任事項（1～5は必須事項、6～8は委任する事項にチェックを入れてください。）を委任していただくこととなります。

② 法人市（町）民税納税証明書（発行から3ヶ月以内のもの・直近1年分）又は法人等の設立・開設申告書の写しを提出してください。（市町税完納証明書等の滞納のないことの証明書は不可）

③ 支店（営業所）等の場所が確認できる概略図及び営業所管区域が記載されたものを提出してください。（任意様式）

※ 個人事業者の方については、①、③及び所在地が確認できる書類が要件となります。

※ 支店（営業所）等とは、各支店（営業所）等で従業員を雇用するなどの営業実態があり、契約締結権限等が委任されている代表者の存在があることが必要です。

### (3) 添付書類の準備

次の添付書類（1～5）を申込様式に添付のうえ提出してください。

#### 《添付書類》

	書類名	発行	部数等	備考
1	登記事項証明書 (申込日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り)	所轄法務局	1部 (コピー可)	(法人の場合に提出) 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
2	(1)身分証明書及び(2)成年被後見人、被保佐人、被補助人等について登記されていないことの証明 (申込日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り)	(1)市町村 (本籍地) (2)法務局	各1部 (コピー可)	(個人の場合に提出) (1)市区町村長(本籍地)が発行する身分証明書 (2)法務局が発行する証明(三重県内の場合は津地方法務局本局) ※本籍、国籍の記載は不要です。
3	印鑑(登録)証明書 (申込日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り)	法人:所轄法務局 個人:市町村	1部 (コピー可)	(法人の場合) 所轄法務局の発行する印鑑証明書 (個人の場合) 市町村長の発行する印鑑(登録)証明書
4	法人市(町)民税納税証明書 (申込日以前3ヶ月以内の証明日のもの・直近1年分に限り) 又は法人等の設立・開設申告書の写し	支店(営業所) 所在地の市町	1部 (コピー可)	支店(営業所)等へ権限を委任する場合 ※市町税完納証明書等の滞納がないことの証明書は不可
5	支店(営業所)等の場所が確認できる概略図及び営業所管区域が記載されたもの	任意様式	1部	支店(営業所)等へ権限を委任する場合

## 4 提出準備

### (1) 添付書類送付票の作成

別添「添付書類送付票(物件・新規用)」を利用し、書類の作成・添付状況に不備がないか確認を行い、申込書類と合わせて提出をしてください。

### (2) 控え(コピー)について

申込内容や申込みに必要な共通添付書類の過不足等で、問合せをすることがありますので、提出する全ての書類の控え(コピー)をとっておくようお願いします。三重県からは書類の控え(コピ

一)をお渡ししませんのでご注意ください。

## 5 受付期間及び申込方法

### (1) 受付期間

随時受付を行います。

### (2) 申込方法

下記窓口への申し込み（郵送可）又は電子申請を行ってください。

また、郵送等の場合は発払いにてお願いします。

#### ★ 申込書類の受付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局 会計支援課企画支援班 電子調達システム申込担当

## 6 事業者登録番号及び事業者登録用ユーザID・パスワードの送付について

調達システムの利用登録の申し込みを行い、三重県が承認を行った事業者に対しては、「三重県電子調達システム登録確認書（新規）」を郵送します。登録確認書には、調達システムを利用する際に必要となる事業者登録番号及び事業者登録用ユーザID・パスワードが記載されていますので、大切に保管をしてください。

※ 三重県電子調達システム登録確認書（新規）については、利用登録申込に記載された所在地（受任者登録の場合は支店（営業所）等の所在地）に郵送します。郵送以外の対応はできませんのでご理解ください。

## 7 登録事項の変更について

利用登録を行った登録事項に変更が生じた場合は、変更届を提出しなければなりません。変更手続きに関しては、三重県電子調達システム（物件等）変更届提出書類一覧表に基づき必要書類を提出してください。

なお、電子申請システムにより変更手続きを行う場合は、以下の書類によらず、電子申請システムに必要事項を入力し、必要書類を添付することにより、変更手続きを行うことができます。

また、調達システムに登録する「ID登録依頼者連絡先情報」、また、ICカードによる認証方法を利用する場合は「ICカード利用部署情報」にある部署名、担当者名、連絡先等の各項目について変更がある場合は、利用者側で電子入札システムにより変更を行ってください。

### (1) 変更に係る書類の作成

#### ① 第6号様式（登録変更届）

登録に変更がある項目について、「登録済の内容(変更前)」「変更等の内容」を記載し代表者（受任者登録の場合は受任者（支店長等））名を記載したものを提出してください。

#### ② 第7号様式（申込者（本社）情報変更届）

受任者（支店・営業所等）で利用者登録をされている場合で、申込者（本社）情報（商号又は

名称、代表者職・氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号)に変更がある場合に提出してください。

受任者(支店長等)が記名したものを提出してください。

### ③ 第8号様式(登録業種届出書(変更))

変更を行わない取扱業種も含めて、登録を希望する全ての業種について記入し、代表者(受任者登録の場合は受任者(支店長等))名を記載したものを提出してください。

※ 「登録業種目一覧」を参照のうえ登録を希望する該当業種目の入力コードを記入してください。

## 8 ID・パスワードの再発行について

### (1) ID・パスワードの再発行に係る書類の作成

#### ① 第9号様式(ID・パスワード再発行依頼書)

ID・パスワードを紛失等した場合は、再発行の理由を記載し、代表者(受任者登録の場合は受任者(支店長等))名を記載したものを提出してください。

なお、電子申請システムにより再発行の申請を行う場合は、第9号様式によらず、電子申請システムに必要な事項を入力することにより、申請を行うことができます。

三重県が再発行を認めた場合にID・パスワードの再発行をします。

※ 再発行期間中であっても、新たなID・パスワードを取得するまでは、入札等に参加することができませんので、ID・パスワードの管理については十分注意してください。

※ 三重県電子調達システム登録確認書(再発行)について、利用登録申込書に記載された所在地(受任者登録の場合は支店(営業所)等の所在地)に郵送します。郵送以外の対応はできませんのでご理解ください。

## 9 利用停止について

### (1) 利用停止に伴う書類の作成

#### ① 第10号様式(利用停止届)

事業の廃止等により、調達システムの利用を停止する場合は、停止の理由、利用を停止する利用者(受任している場合は受任者(支店長等))情報、担当者の連絡先を記載し、申込者(本社)名を記載したものを提出してください。

なお、電子申請システムにより利用停止の手続きを行う場合は、第10号様式によらず、電子申請システムに必要な事項を入力することにより、手続きを行うことができます。

## 10 申込手続き等に係る情報提供について

申込み等に係る運用基準等の情報提供については、調達システムポータルサイトにて行いますので、ご確認のうえ申込みを行ってください。

## 11 問合せ先について

申込手続きに関する不明な点等は、下記までお問合せください。

### 【問合せ先】

所属名	担当課名・班名	連絡先	住 所
三重県出納局	会計支援課 企画支援班	TEL 059-224-2785 059-224-2787	〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

この要領は、平成 21 年 8 月 31 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

この要領は、令和元年 11 月 22 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

1 利用登録受付の概要（2） 運用方法等における対象金額要件については令和 2 年 4 月 1 日から適用

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。